

## ことばのちからイベント運営業務委託 仕様書

### 1 委託業務名

ことばのちからイベント運営業務委託

### 2 目的

松山市では、正岡子規をはじめとする多くの先人たちが残してくれた豊かな文学的土壌を大切に受け継ぎ、「ことば文化」をいかしながらまちづくりに取り組んでいる。

2000年、2010年に続き10年ぶりに新たにテーマを設定して「ことば」を全国から広く募集し、募集活動や応募作品の発表、各種のPRを通して、「ことばを大切に  
するまち松山」の全国発信を図る。

### 3 履行期間

契約締結日～2021年3月31日まで

### 4 履行場所

ことばのちから実行委員会委員長が指定する場所

### 5 業務内容

- ・募集テーマから思いつく「ことば」を書いて応募するという、世代を問わず誰もが参加できる特長をいかして、「ことば」を全国から広く募集し松山市をPRする。
- ・募集テーマのキャッチフレーズを作成し、テーマとした「ことば」の印象を伝える工夫をして応募促進につなげる。  
(キャッチフレーズについては、個別で委託者に募集テーマ案を確認したうえで提案すること)
- ・応募促進のプロモーションや特色ある審査員を採用し、前回の12,200点を上回る作品の応募を得ることを目指す。

### 6 業務項目

#### (1) 実施計画の作成

- ・委託者と打合せの上、事業実施計画を作成する。
- ・年間スケジュール概要は次のとおり。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				募集 開始 募集 PR	募集 PR	募集 締切	審査	審査	審査 発表 表彰式	作品 活用	作品 活用

## (2) 募集PR

## ア 募集開始発表

- ・審査員長、松山市長、ことばのちから実行委員会委員長による募集開始の発表を行い「ことば募集」と「松山市」を全国に発信する。

## イ 募集広報

- ・ことば募集の開催を通して全国の子どもから大人まで広く松山市をPRできるよう、各種媒体を活用するなど広報業務を実施し、作品の応募につなげる。
- ・チラシ配布、ポスター掲示など応募促進につながるプロモーションを展開する。  
(印刷物の内容については、ことばのちから実行委員会からの意見を参考にする)

## (3) 作品受付

## ア 受付方法

- ・PCとスマートフォンの専用サイトを作成し、サイトの管理運営を行い、応募フォームにより作品を受け付ける。
- ・募集要項を記載したチラシと一体となった応募用紙を作成し、作品の応募を受け付ける。
- ・はがき、封書、FAX、メールでも作品の応募を受け付ける。

## (4) 作品の審査

## ア 審査員の採用

- ・審査員長を含む4名程度の審査員を採用する。
- ・審査員長(1名)には、ことばと関りの深い著名な人物をあてる。  
例えば、又吉直樹氏(お笑いタレント、小説家)、高橋源一郎氏(小説家、文学者)、天童荒太氏(小説家)など。
- ・審査員には、「ことばを大切にすまちな松山」を若い世代にPRできる著名な人物や松山にゆかりのある人物、現代的な表現ができる人物をあてる。
- ・上記の審査員のほか、松山市長、ことばのちから実行委員会委員、ことばのちから応援アドバイザーが作品の審査を行う。

## イ 審査の実施

- ・応募作品の集計(世代別、地域別等)を行い、著作権確認作業を含む予備審査を行う。
- ・予備審査の後、一次審査と最終審査を実施し、優秀賞5作品程度、入賞25作品程度を選考する。
- ・予備審査は受託者が行う。
- ・一次審査はことばのちから実行委員会委員等が行う。

- ・最終審査は審査員長及び受託者が採用した審査員並びに松山市長、ことばのちから実行委員会委員長が行う。
- ・予備審査は、採用した審査員及び委託者と十分な打ち合わせの上で行う。

**(5) 審査結果発表・表彰式**

- ・審査員と優秀賞受賞者（5名程度）を招聘し、松山市内で審査結果発表と表彰式を行う。
- ・受賞者に授与する賞状及び優秀賞受賞者に授与する楯等を製作する。
- ・賞金を優秀賞受賞者（5名程度）と入賞受賞者（25名程度）へ贈呈する。  
（賞金は委託者で準備する）

**(6) 応募作品の活用方法**

- ・応募作品を通して全国に松山市をPRできるように、テレビなどの映像をはじめ各種媒体を活用するなど広報業務を実施する。
- ・応募作品を活用した今後3年間の事業展開の企画案を提出する。

**(7) 協賛企業の募集**

- ・事業をサポートする協賛企業の募集業務を行う。
- ・15社以上の協賛企業を得ることを目指す。

**(8) 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）**

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、提案限度価格内で実施可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

**7 その他運営上の要件**

**(1) 事業方針**

本仕様書の目的を踏まえた事業方針とすること。

**(2) 実施体制**

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

**(3) 事業計画書の作成**

契約の締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し提出すること。

**(4) 事業実施報告書の作成**

事業実施後、事業実施報告書を作成し提出すること。

**(5) 第三者が権利を有する素材の活用**

業務を実施するにあたり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、音楽など）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を実施すること。

## 8 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、ことばのちから実行委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

### (2) 業務の履行に関する措置

ことばのちから実行委員会は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、ことばのちから実行委員会に書面で通知しなければならない。

### (3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### (5) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ、ことばのちから実行委員会と協議のうえ、承認を得ること。